

住民税が変わります

第5回 「申告相談」に向けて



2月16日から、町の申告相談、税務署での確定申告が始まります。
 今回は、申告の重要さと申告に向けての準備や
 注意点についてお話しします。

●申告なんて必要ない?!

税法上申告しなければならぬ
 いかたは、全体から見れば少数
 です。

しかし、申告の義務はなくとも
 申告をしたほうがよいいかたが
 多いのも事実です。

ここ数年の税制改正の影響で、
 19年度の住民税はほとんどのか
 たが増税(その分所得税が減税)
 となりますが、申告をすること
 で節税ができる場合もあります。

また、次のかたは、**申告がそ
 れぞれの制度の前提**とされてい
 ますので、必ず申告してください。

- 収入がなく、国保に加入して
 いる16歳以上のかた(学生も)
- 国民年金保険料の免除申請を
 した(する)かた

●申告の手続きは?

「申告は税金を取られる」とい
 うイメージが強いですが、必ず

しもそうではありません。申告
 することで税金の節約につなが
 る場合も多く、特に次のかたは、
「申告したほうがよい」典型です。

- 年金生活で国保に加入してい
 るかた
- 去年退職したかた

●申告のメリット...

この時期は、申告相談の大切
 な準備期です。次の書類は、無
 いと申告ができない大切なもの
 です。これから届くものもあり
 ますが、申告相談までに準備し
 てください。

- 給与や年金の源泉徴収票
- 国民年金保険料控除証明書
- 生命(損害)保険料控除証明書
- 地代や報酬の支払調書 など

問合せ 税務課賦課係

☎62-11230 内線141

町の農林補助制度を

ご活用ください!



“遊休農地を整地して 野菜や果樹を植え付けて 有機肥料で栽培し

イノシシが来たら防護柵 パイプハウスでいつでも出荷”

※町税に滞納がないことが条件です。

①抜根・整地

対象 個人または共同で500㎡以上
 の遊休農地を整備し、
 3年以上耕作するかた。
補助額 補助対象経費の2分の1、
 最高限度額5万円

②苗木購入

対象 20本以上の苗木を個人ま
 たは共同で購入したかた。
補助額 購入経費の2分の1、
 最高限度額10万円

③家畜ふん肥料購入

対象 家畜ふん肥料を500kg以上
 自己用として個人で購入
 したかた。
 ※年度内1人1回限り。
補助額 町内の畜産農家などで生
 産・販売されているもの
 は、購入費の3分の1、
 その他は4分の1で、
 最高限度額3万円。

④有害鳥獣対策

対象者 200㎡以上の農地に、鳥獣
 害対策のための柵などを
 個人または共同で設置し
 たかた。

補助額 資材経費の3分の1、
 最高限度額5万円

⑤農業用パイプハウス設置

対象 50㎡以上の農業用パイ
 プハウスを個人または共同
 で設置したかた。
補助額 資材経費の2分の1、
 最高限度額5万円

●申請に必要なもの

領収書・印鑑・振込先口座番号
 ※①の場合は、このほかに農作物
 栽培計画書が必要です。

問合せ 産業観光課

☎62-1230 内線152

冬の温暖化対策に ご協力を!

冬は暖房によりエネルギー使
 用量が増える季節。県では、温
 暖化防止のためキャンペーンを
 実施しています。

●冬のライフスタイル実践

暖房の設定は、暖めすぎず適
 温に。温かい飲み物や食事を取
 ったり、軽い体操などで体を暖
 めることができます。

県ホームページで、あつたか
 料理や体操を紹介しています。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/index.html>

●冬の「E」ライフDAY

「この日は、一日環境によい
 ことをしよう」と決めて、「E
 コライフDAY」に挑戦してみ
 ませんか。

省エネ・省資源の成果をチェ
 ックシートで把握していただき
 ます。チェックシートは、住民
 福祉課保健衛生係で配布してい
 ます。個人の場合は、県ホーム
 ページからも参加できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ecolife/ecolifeDAY.html>

地球温暖化は、皆さん一人ひ
 とりが主役です。身の回りで
 できることから着実に、省エネル
 ギーに取り組んでください。